

燃料電池バス・タクシー導入促進事業実施要綱

(制定) 令和3年5月24日付3環地次第108号

(改正) 令和4年6月20日付4環地次第209号

(改正) 令和4年10月12日付4産労産新第123号

(改正) 令和5年4月1日付4産労産新第329号

(改正) 令和6年3月27日付5産労産新第465号

(改正) 令和6年6月3日付6産労産新第110号

(改正) 令和7年3月19日付6産労産新第726号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて事業用の燃料電池バス及び燃料電池タクシーの普及を促進するために行う「燃料電池バス・タクシー導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 燃料電池バス 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、乗車定員11人以上のもの
- 二 燃料電池タクシー 燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車をベース車両としたタクシー
- 三 リース契約 燃料電池バスまたは燃料電池タクシー（以下「燃料電池車両」という。）の貸主が、当該燃料電池車両の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該燃料電池車両を使用収益する権利を与え、借主は、当該燃料電池車両の使用料を貸主に支払う契約
- 四 リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたものに基づき、燃料電池車両の貸付等を行う者
- 五 旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業
- 六 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に規定する協業組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3

条第4号に規定する企業組合であつて、次に掲げる要件に該当するものを除いたもの

- ア 単独の大企業（中小企業者、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合以外のものをいう。以下同じ。）又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。
 - イ 複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。
 - ウ 単独の大企業の役員又はその職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。
- 七 商用水素ステーション 商用の目的で運用される燃料電池自動車等にその燃料として水素を供給する定置式の設備
- 八 グリーン経営認証制度 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上、認証や登録を行う制度
- 九 ISO14001 サステナビリティ（持続可能性）の考えのもと、環境リスクの低減および環境への貢献を目指す環境マネジメントシステムに関する国際的な規格

（本事業の内容）

第3条 本事業の内容は次に掲げるとおりとする。

- 一 燃料電池バス又は燃料電池タクシーを導入する者に対し、燃料電池バス又は燃料電池タクシーの導入に要する経費の一部を助成する。
- 二 燃料電池タクシーを導入している者に対し、燃料電池タクシーの運用に必要な燃料費の一部を助成する。

（助成対象者）

第4条 本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象とする者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 民間企業（リース事業者を含む。）
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- 四 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- 五 法律により直接設立された法人
- 六 その他知事が認める者

(助成対象バス・タクシーの要件)

第5条 本助成金の交付対象となる燃料電池バス（以下「助成対象バス」という。）及び燃料電池タクシー（以下「助成対象タクシー」）は、それぞれ次の第一号から第三号の要件を満たすものとする。

一 第三条第一項の助成を受ける場合は、初度登録日について以下の期間内であること。

ア 燃料電池バスの場合

初度登録日（助成対象バスが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が令和3年5月24日から令和13年3月31日までの間の燃料電池バス（中古車を除く。）であること。

イ 燃料電池タクシーの場合

初度登録日（助成対象タクシーが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が令和7年4月1日から令和13年3月31日までの間の燃料電池タクシー（中古車を除く。）であること。

二 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にあること。

三 国その他の団体からの補助金（以下「国補助等」という。）がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りでない。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費は、次の各項に該当するものとする。

1 燃料電池バスの場合

一 助成対象バスの本体の購入に要する費用（以下「バス本体購入費用」という。）

二 前号に関連する旅客自動車運送事業の運営に必要な装備類及び納車に要する費用（以下「バス装備類費用」という。）

三 リース契約に含まれる車両本体価格、旅客自動車運送事業の運営に必要な装備類及び納車に要する費用（以下「バスリース契約費用」という。）

2 燃料電池タクシーの場合

一 助成対象タクシーの本体購入費用（以下「タクシー本体購入費用」という。）

二 前号に関連する旅客自動車運送事業の運営に必要な装備類費用及び改造費（以下「タクシー装備類費用」という。）

三 リース契約に含まれる車両本体価格、旅客自動車運送事業の運営に必要な装備類及び改造費（以下「タクシーリース契約費用」という。）

四 旅客運送事業の運営に必要な水素燃料費

(助成対象期間)

第7条 第3条第二号の助成金の交付対象となる期間は、令和7年4月1日から令和13年3月31日までとする。

なお、本助成金の交付の申請は別に定めるとおり行うものとする。

(本体購入費用、装備類費用及びリース契約費用に対する助成金額)

第8条 第3条第二号の助成金の交付額について、次の各項に掲げる助成対象車両に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

1 燃料電池バスの場合

- 一 バス本体購入費用に対する本助成金の交付額（以下「バス本体助成金額」という。）は、バス本体購入費用から国補助等の額及び基準額（助成対象バスと乗車定員、全長等の仕様が同等であつて、かつ、原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額として別に定める額とする。）を差し引いた額とし、5,000万円を上限とする。

バス本体助成金額＝バス本体購入費用（税抜）－国補助等の額－基準額

- 二 リース契約の場合は、リース契約に含まれるバス本体購入費用に対する本助成金の交付額（以下、「バスリース契約本体助成金額」という。）は、リース契約に含まれるバス本体購入費用から国補助等の額及び基準額を差し引いた額とし、5,000万円を上限とする。

バスリース契約本体助成金額

＝リース金額に含まれるバス本体購入費用（税抜）－国補助等の額－基準額

- 三 助成対象者が次に掲げるいずれかの要件を満たす場合にあっては、バス本体購入費用及びバス装備類費用の合計額に対して、バス本体助成金額とは別に上乗せで助成金を交付するものとし、その交付額（以下「バス上乗せ助成金額」という。）は、バス本体購入費用及びバス装備類費用の合計額からバス本体助成金額及び国補助等を差し引いた額とし、2,000万円を上限とする。

バス上乗せ助成金額

＝バス本体購入費用（税抜）＋バス装備類費用－バス本体助成金額－国補助等の額

- ア 本助成金の申請を行った日の属する年度から5年度以内に、道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池バス（中古車を除く。）を当該申請時から5台以上純増させる計画を策定し、その内容を記載した車両導入計画書を提出した場合

- イ 東京都内の自らの営業所等に商用水素ステーションの整備又は誘致を図り運用する場合

- 四 助成対象者が前第三号に掲げるいずれかの要件を満たし、かつリース契約の場合にあっては、バスリース契約費用に対して、バスリース契約本体助成金額とは別に上乗

せで助成金を交付するものとし、その交付額（以下、「バスリース契約上乗せ助成金額」という。）は、2,000万円を上限とする。

バスリース契約上乗せ助成金額＝バスリース契約費用－国補助等の額

- 五 助成対象者が、前第三号又は前第四号の上乗せ助成の対象外であり、かつグリーン経営認証又はISO14001認証を取得している旅客自動車運送事業者である場合は、第一号又は第二号で算出した金額に50万円を上乗せした額を上限とする。ただし、地方公共団体を除く。

2 燃料電池タクシーの場合

- 一 タクシー本体購入費用及びタクシー装備類費用に対する本助成金の交付額（（以下「タクシー本体助成金額」という。）は、タクシー本体購入費用及びタクシー装備類費用の合計額から国補助等の額及び基準額（助成対象タクシーと乗車定員、全長等の仕様が同等であって、かつ、原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額（国補助や都補助がある場合はその補助額を反映させた金額）として別に定める額とする。）を差し引いた額とし、370万円を上限とする。

タクシー本体助成金額

＝タクシー本体購入費用（税抜）＋タクシー装備類費用－国補助等の額－基準額

- 二 リース契約の場合は、リース契約に含まれるタクシー本体購入費用及びタクシー装備類費用に対する助成金の交付額（以下、「タクシーリース契約本体助成金額」という。）は、リース契約に含まれるタクシー本体購入費用及びタクシー装備類費用の合計額から国補助等の額及び基準額を差し引いた額とし、370万円を上限とする。

タクシーリース契約本体助成金額

＝リース契約金額に含まれるタクシー本体購入費用（税抜）＋タクシー装備類費用－国補助等の額－基準額

- 三 助成対象者が次に掲げるいずれかの要件を満たす場合にあっては、タクシー本体購入費用及びタクシー装備類費用の合計額に対して、タクシー本体助成金額とは別に上乗せで助成金を交付するものとし、その交付額（以下「タクシー上乗せ助成金額」という。）は、タクシー本体購入費用及びタクシー装備類費用からタクシー本体助成金額及び国補助等を差し引いた額とし、240万円を上限とする。

タクシー上乗せ助成金額

＝タクシー本体購入費用（税抜）＋タクシー装備類費用－タクシー本体助成金額－国補助等の額

- ア 本助成金の申請を行った日の属する年度から5年度以内に、道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池タクシー（中古車を除く。）を当該申請時から5台以上（助成対象者が中小企業の場合は3台以上）純増させる車両導入計画書を提出した

場合

- イ 東京都内の自らの営業所等（コンソーシアムやグループ会社の敷地内の場合を含む）に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合
- 四 助成対象者が前第三号に掲げるいずれかの要件を満たし、かつリース契約の場合にあつては、タクシーリース契約費用に対して、タクシーリース契約本体助成金額とは別に上乗せで助成金を交付するものとし、その交付額（以下、「タクシーリース契約上乗せ助成金額」という。）は、240万円を上限とする。

タクシーリース契約上乗せ助成金額＝タクシーリース契約費用－国補助等の額

（燃料電池タクシーの水素燃料費に対する助成金額）

第9条 第3条第二号の助成金の交付額（以下「タクシー燃料費助成金額」という。）

は、次の各号のとおりとする。

- 一 水素燃料代実績（税抜）から水素充填量実績にLPガス相当分単価を乗じた額を差し引いた額とする。

タクシー燃料費助成金額

＝水素燃料代実績（税抜）－水素充填量実績×LPガス相当分単価

- 二 前号の規定に関わらず、助成対象者が、助成対象経費について国補助等を併用し受ける場合においては、水素燃料代実績（税抜）から水素充填量実績にLPガス相当分単価を乗じた額及び国補助等の金額を差し引いた額とする。

タクシー燃料費助成金額

＝水素燃料代実績（税抜）－水素充填量実績×LPガス相当分単価－国補助等の金額

- 三 前2号のLPガス相当分単価は、以下のとおり算出するものとする。

LPガス相当分単価（円/kg）

＝FCタクシーの燃費（km/kg）×LPガス価格（円/ℓ）÷FCタクシーと同等のLPガス
タクシーの燃費（km/ℓ）

- 四 前3号の規定にかかわらず、助成金額の上限額は、1台当たり130万円とする。

- 五 本助成金のLPガス相当分単価と補助上限額については、毎年度見直しを行う。

（実施体制）

第10条 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、本助成金の原資として出えんを行うものとする。

- 2 公社は、前項の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

- 3 都は、第1項の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

- 一 前第2項の基金を原資として、第8条及び第9条による助成金の交付等を行うこ

と。

二 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言等を行うこと。

(実施期間)

第11条 本助成金の交付申請の募集及び申請期間は、令和3年度から令和12年度までとする。

2 本助成金の交付は、令和12年度までに行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年5月24日付3環地次第108号）

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則（令和4年6月20日付4環地次第209号）

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則（令和4年10月12日付4産労産新第123号）

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。

附 則（令和5年4月1日付4産労産新第329号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日付産労産新第465号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月3日付6産労産新第110号）

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

附 則（令和7年3月19日付6産労産新第726号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。